

令和6年度
測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請要領

栃木市が発注する測量・建設コンサルタント業務等（上下水道事業を含む）の一般競争又は指名競争入札に参加を希望される方は、次の要領により申請書を提出してください。

1. 申請資格

申請するには、次に掲げる要件の全てを満たす必要があります。

- (1) 申請日時時点で2年以上の営業実績があること。（※1、2）
- (2) 国税及び栃木市税に未納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当しないこと。もしくはその事実があった後2年を経過していること。
- (5) 営業に関し法律上必要とする登録等を行っていること。（※3）
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。

※1 直近2営業年度において営業を行っている実態があれば、実績がない場合でも申請を認めますが、入札の指名業者選考等の際には、実績の有無を参考とさせていただきます。

※2 会社合併等により、当該法人の営業実績が2年に満たない場合でも、会社合併等が証明できる書類（合併契約書の一部の写し等）の添付があれば申請を認めます。

※3 測量（一般測量・地図の調整・航空測量）を希望する場合には、測量業者登録をしていることが必要です。建築関係コンサルタント（意匠・構造・電気・機械）を希望する場合には、建築士事務所登録をしていることが必要です。

2. 資格の有効期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3. 申請期間

令和5年12月4日（月）から令和6年1月5日（金）まで

4. 提出方法

①【提出書類（紙）】郵送

※一般書留、簡易書留又は特定記録など配送記録等が手元に残る方法で送付してください。

※郵送のみの受付とさせていただきます。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

②【申請書等のエクセルファイルのみ】栃木市電子申請システムにて提出

5. 申請にあたっての留意事項

(1) 本店以外の支店等の営業所を受任者とする場合

本店以外の支店等の営業所を受任者として申請する場合、**当該営業所が登録を希望する業務（以下「希望業務」）について、営業に関し法律上必要とする登録等を行っている必要があります。**

なお、支店等の営業所を受任者として申請した場合には、当該営業所が営業できる業務のみでの申請が可能となり、本店のみで営業できる業務を申請することができません。

(本店で営業可能な業務での申請か、営業所で営業可能な業務のみでの申請か、いずれかの選択になります。)

例① 「一般測量」を希望する場合は、測量法に基づく測量業者登録申請において、当該営業所を常時測量の請負契約を締結する事務所として記載していること。

例② 「意匠」を希望する場合は、当該営業所を建築士法に基づく建築士事務所登録をしていること。

(2) 準県内業者と判断する基準

本店が栃木県外にあり、次の全てに該当する場合は、準県内業者として名簿に登録します。

①営業に関し関係法令により登録等が義務付けられている業務を希望する場合は、当該県内営業所が必要な登録等を行っていること。

②当該県内営業所に本市との入札契約権限を年間委任された受任者を設置すること。

※年間委任状（様式2）と当該営業所が必要な登録等を行っていることがわかる書類の写し（測量の場合は測量業者登録申請の営業所記載部分、建築関係コンサルタントの場合は当該営業所の建築士事務所登録証明書など）の提出が必要となります。

(3) 準市内業者と判断する基準

本店が栃木市外にあり、次の全てに該当する場合は、準市内業者として名簿に登録します。

①営業に関し関係法令により登録等が義務付けられている業務を希望する場合は、当該市内営業所が必要な登録等を行っていること。

②当該市内営業所に本市との入札契約権限を年間委任された受任者を設置すること。

③営業所の代表者（受任者）のほか、1名以上の従業員が常駐していること。

④部外者が認識できる看板が入口等に設置されていること。

⑤専用の電話、FAXが設置されていること。

⑥営業にあたって必要な什器が備えられていること。

⑦市に対し法人設置届を提出し、市税を完納していること。

※年間委任状（様式2）、市内営業所等の調査票（様式10）及び当該営業所が必要な登録等を行っていることがわかる書類の写し（測量の場合は測量業者登録申請の営業所記載部分、建築関係コンサルタントの場合は当該営業所の建築士事務所登録証明書など）の提出が必要となります。

例①

- ・本店の所在地は東京都で、栃木県内に支店がある。
- ・希望する業務は、「一般測量、意匠、地質調査」である。
- ・測量業者登録はあるが、支店は常時契約する事務所として申請していない。
- ・本店、支店それぞれに建築士事務所登録がある。

申請パターン

①全ての業務を登録したい場合

申請書類・・・年間委任状は提出しない

名簿上の扱い・・・「一般測量、意匠、地質調査」に登録のある「県外業者」

②県内に支店ありとして登録したい場合

申請書類・・・年間委任状（様式2）、受任者となる支店等の登録業務が証明できる書類を提出

名簿上の扱い・・・「意匠、地質調査」に登録のある「準県内業者」

※測量業者登録申請において、支店は常時契約する事務所として申請していないため、一般測量には登録できない。

例②

- ・本店の所在地は栃木県内で、栃木市内に支店がある。
- ・希望する業務は、「一般測量、意匠、電力土木」である。
- ・測量業者登録があり、栃木市内の支店も常時契約する事務所として申請している。
- ・本店は建築士事務所登録がある。

申請パターン

①全ての業務を登録したい場合

申請書類・・・年間委任状は提出しない

名簿上の扱い・・・「一般測量、意匠、電力土木」に登録のある「県内業者」

②市内に支店ありとして登録したい場合

申請書類・・・年間委任状（様式2）、市内営業所等の調査票（様式10）及びその添付書類、受任者となる支店等の登録業務が証明できる書類等を提出

名簿上の扱い・・・「一般測量、電力土木」に登録のある「準市内業者」

※支店には建築士事務所登録がないため、意匠には登録できない。

6. 申請書類の作成手順

- (1) 別紙2「入札参加資格審査申請提出書類一覧表」を参照し、申請書等及び必要な添付書類を確認してください。
- (2) 本市ホームページから「入札参加資格審査申請書等」の様式をダウンロードし、別紙1の記載要領を参照し、申請書等を作成してください。
- (3) 作成した申請書等を印刷し、必要な部分には押印してください。
- (4) 作成した申請書等のエクセルファイルを、栃木市電子申請システムにて提出してください。
- (5) 印刷した申請書等を次のとおりに揃えてください。
 - ① A4の縦型クリアホルダーを用意します。
(クリアホルダーについては、別紙1を参照してください。)
 - ② インデックス部分の左側に、商号又は名称を記入してください。
 - ③ 印刷した申請書及び添付書類を別紙2の番号順に並べ、クリアホルダーに入れてください。
- (6) 自社の住所、商号又は名称、担当者名を記入し、**84円切手を貼った定形封筒を同封**してください。
(審査結果通知書を送付するための返信用封筒です。封筒のサイズは任意ですが、サイズに見合った切手を貼付してください。)

7. 提出部数

1部

8. 受付窓口及び郵送先

〒328-8686

栃木県栃木市万町9番25号

栃木市 経営管理部 契約検査課

T E L 0282-21-2361、2362

F A X 0282-21-2674

e-mail keiyaku@city.tochigi.lg.jp

9. 審査結果票の交付

令和6年3月末までに、同封いただいた返信用封筒を用いて、審査結果通知書を送付します。

※受理票の発行について

本市では、申請書の到着・受領のみを知らせる受理票は発行いたしません。

(申請書の訂正等を求める場合は担当者の方に電話にてご連絡いたします。)